

質問回答書

令和2年 8月21日

1. 入札締切日 令和 2年 8月 28日
2. 物品番号 第 519号
3. 調達案件名称 段ボールベッド

4. 質問事項 (具体的に記入すること)

質問No.	質疑事項	回答
1	セツカートン暖段はこベッドの詳細仕様が不明なので教えてください。	<p>製品の詳細仕様については、各社の非公開情報が含まれるため当市からは開示できません。</p> <p>「段ボールベッド購入仕様書」の基準を満たしたものを同等品と判断するため、本仕様書を基に同等品申請を行ってください。</p> <p>仕様書に記載のない基準（目安）として以下を参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none">・常識的な使用の範囲で、人の荷重がかかってもへこまないこと。・ヘッドボード、顔を覆うカバーが付属されていなくても同等品として扱います。・仕様想定としては、床板の上に、別途当市所有の避難マットを敷いての使用を予定。また、備蓄スペースに限りがありますので、極力コンパクトな製品を希望しています。
2	配達時の荷姿を教えてください。1セットずつ段ボール箱にいれなくてはなりませんか？	<p>1セットずつ段ボール箱で梱包し、運搬時に中身が飛び出さない梱包状態であることを条件といたします。また、5～10セットを目安に結束してください。結束で使用する素材は指定しません。</p>

3	同等品可とございますが、得られた情報を踏まえ弊社判断で同等品として判断してもかまいませんか？	制度上、同等品申請が必要です。 対象可否は、申請いただいた後判断させていただきます流れになります。
4	部品の寸法が大きい場合、結束できなくても構いませんか？	1セットずつ段ボール箱で梱包し、5～10セットを目安に結束してください。結束で使用する素材に指定はありません。 収納サイズがコンパクトであれば、結束できるものと考えております。
5	同等品を確認する際の、必要情報を教えてください。	<p>「段ボールベッド購入仕様書」の基準を満たしたものを同等品と判断します。 仕様書に記載のない基準（目安）として以下を参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常識的な使用の範囲で、人の荷重がかかってもへこまないこと。 ・ヘッドボード、顔を覆うカバーが付属されていなくても同等品として扱います。 ・仕様想定としては、床板の上に、別途当市所有の避難マットを敷いての使用を予定。また、備蓄スペースに限りがありますので、極力コンパクトな製品を希望しています。